

FP 3 級

保険

2023年 9月試験  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 3 級 保険顧客

## 資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日

実施日② ◆ 年 月 日

実施日③ ◆ 年 月 日

試験時間 ◆ 60分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。
9. 途中退出はできません。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（57歳）は、妻Bさん（58歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在に至るまでX株式会社に勤務しており、60歳の定年後も継続雇用制度を利用して、65歳まで勤務する予定である。Aさんは、老後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について理解を深めたいと思っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1966年1月10日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）20歳から大学生であった期間（27月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (27月)	厚生年金保険 被保険者期間 (513月)	

(2) 妻Bさん（1965年8月17日生まれ・パートタイマー）

- 公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの10年間（120月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額（2023年度価額）を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1)  $795,000円 \times \frac{453月}{480月}$
- 2)  $795,000円 \times \frac{480月}{480月}$
- 3)  $795,000円 \times \frac{513月}{480月}$

《問2》次に、Mさんは、老齢基礎年金の繰上げ支給および繰下げ支給について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。ただし、繰上げ支給を請求した場合は、（ ① ）減額された年金が支給されることとなります。仮に、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の年金の減額率は、（ ② ）となります。

一方、Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができます。繰下げ支給の申出をした場合は、繰り下げた月数に応じて年金額が増額されます。Aさんの場合、繰下げの上限年齢は（ ③ ）です」

- 1) ① 生涯      ② 24%      ③ 75歳
- 2) ① 80歳まで      ② 30%      ③ 75歳
- 3) ① 生涯      ② 30%      ③ 70歳

《問3》最後に、Mさんは、公的年金制度からの老齢給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。原則として、65歳から老齢厚生年金を受給することになります」
- 2) 「Aさんが老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をする場合、その請求と同時に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求をしなければなりません」
- 3) 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額には、配偶者の加給年金額が加算されます」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、専業主婦の妻Bさん（28歳）および長女Cさん（0歳）の3人で賃貸マンションに暮らしている。Aさんは、長女Cさんの誕生を機に、生命保険の加入を検討していたところ、先日、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

- ・ 保険の種類 : 5年ごと配当付特約組立型総合保険（注1）
- ・ 月払保険料 : 13,900円
- ・ 保険料払込期間（更新限度） : 90歳満了
- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・ 指定代理請求人 : 妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	3,000万円	10年
三大疾病一時金特約（注2）	200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	—	—
リビング・ニーズ特約	—	—

(注1) 複数の特約を組み合わせることで加入することができる保険

(注2) がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に一時金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、現時点の必要保障額を試算することにした。下記の〈算式〉および〈条件〉に基づき、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は、次のうちどれか。

〈算式〉

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

〈条件〉

1. 長女Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。
2. Aさんの死亡後から長女Cさんが独立するまで（22年間）の生活費は、現在の生活費（月額25万円）の70%とし、長女Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の生活費（月額25万円）の50%とする。
3. 長女Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、39年とする。
4. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）・緊急予備資金の総額は、500万円とする。
5. 長女Cさんの教育資金および結婚援助資金の総額は、1,500万円とする。
6. Aさん死亡後の住居費（家賃）の総額は、5,400万円とする。
7. 死亡退職金とその他金融資産の総額は、2,000万円とする。
8. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、8,500万円とする。

- 1) 1,970万円
- 2) 3,520万円
- 3) 7,370万円

《問5》次に、Mさんは、必要保障額の考え方について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが将来、住宅ローン（団体信用生命保険に加入）を利用して自宅を購入した場合、必要保障額の計算上、住宅ローンの残債務を遺族に必要な生活資金等の支出の総額に含める必要があります」
- 2) 「必要保障額を計算するうえで、公的年金の遺族給付について理解する必要があります。仮に、現時点でAさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されますが、それらの給付はいずれも長女Cさんが18歳に到達した年度の3月末までとなります」
- 3) 「必要保障額の算出は、Aさんが死亡したときに遺族に必要な生活資金等が不足する事態を回避するための判断材料となります。第2子の誕生など、節目となるライフイベントが発生するタイミングで、必要保障額を再計算することが大切です」

**《問6》最後に、Mさんは、生命保険の加入等についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。**

- 1) 「必要保障額は、通常、子どもの成長とともに逡減していきますので、期間の経過に応じて年金受取総額が逡減する収入保障保険で死亡保障を準備することも検討事項の1つとなります」
- 2) 「生命保険を契約する際には、傷病歴や現在の健康状態などについて、事実をありのままに正しく告知してください。生命保険募集人は告知受領権を有していますので、当該募集人に対して、口頭で告知されることをお勧めします」
- 3) 「Aさんが病気やケガで就業不能状態となった場合、通常的生活費に加え、療養費等の出費もかさみ、支出が収入を上回る可能性があります。死亡保障だけでなく、就業不能保障の準備についてもご検討ください」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは今期限内で勇退する予定であり、X社が加入している生命保険の解約返戻金を退職金の原資として活用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞X社が加入している生命保険に関する資料

保険の種類	: 長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 2003年12月1日
契約者（=保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
死亡・高度障害保険金額	: 1億円
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
年払保険料	: 260万円
現時点の解約返戻金額	: 4,200万円
現時点の払込保険料累計額	: 5,200万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を30年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) 1,750万円
- 2) 3,500万円
- 3) 3,800万円

《問8》 Mさんは、《設例》の長期平準定期保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、保険期間の途中でピーク時期を迎え、その後は低下しますが、保険期間満了時に満期保険金が支払われます」
- 2) 「現時点で当該生命保険を払済終身保険に変更する場合、契約は継続するため、経理処理は必要ありません」
- 3) 「当該生命保険を払済終身保険に変更し、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更することで、当該払済終身保険を役員退職金の一部としてAさんに現物支給することができます」

《問9》 X社が現在加入している《設例》の長期平準定期保険を下記〈条件〉にて解約した場合の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

〈条件〉

- X社が解約時までには支払った保険料の累計額は、5,200万円である。
- 解約返戻金の額は、4,200万円である。
- 配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

借 方		貸 方	
1)	現金・預金 4,200万円 雑損失 1,000万円	前払保険料 2,600万円 定期保険料 2,600万円	
借 方		貸 方	
2)	現金・預金 4,200万円	前払保険料 2,600万円 雑収入 1,600万円	
借 方		貸 方	
3)	前払保険料 2,100万円 定期保険料 2,100万円	現金・預金 4,200万円	



【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんとの3人家族である。Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

- ・ Aさん（50歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん（45歳） : パートタイマー。2023年中に給与収入100万円を得ている。
- ・ 長女Cさん（17歳） : 高校生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額 : 650万円
- (2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 契約年月              | : 2016年6月 |
| 契約者(=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん     |
| 死亡保険金受取人          | : 妻Bさん    |
| 解約返戻金額            | : 440万円   |
| 正味払込保険料           | : 400万円   |

＜Aさんが2023年中に支払った生命保険の保険料に関する資料＞

- (1) 終身保険（特約付加なし）
- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 契約年月              | : 2013年5月                |
| 契約者(=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん                    |
| 年間正味払込保険料         | : 12万円（全額が一般の生命保険料控除の対象） |
- (2) 終身がん保険（死亡保障なし）
- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 契約年月              | : 2023年6月              |
| 契約者(=保険料負担者)・被保険者 | : Aさん                  |
| 年間正味払込保険料         | : 9万円（全額が介護医療保険料控除の対象） |

- ※ 妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
- ※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
- ※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
- ※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞ 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

- 1) 476万円
- 2) 496万円
- 3) 516万円

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、2023年中に解約した一時払変額個人年金保険の解約差益が20万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません」
- 2) 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38万円です」
- 3) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、63万円です」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における生命保険料控除の控除額は、次のうちどれか。

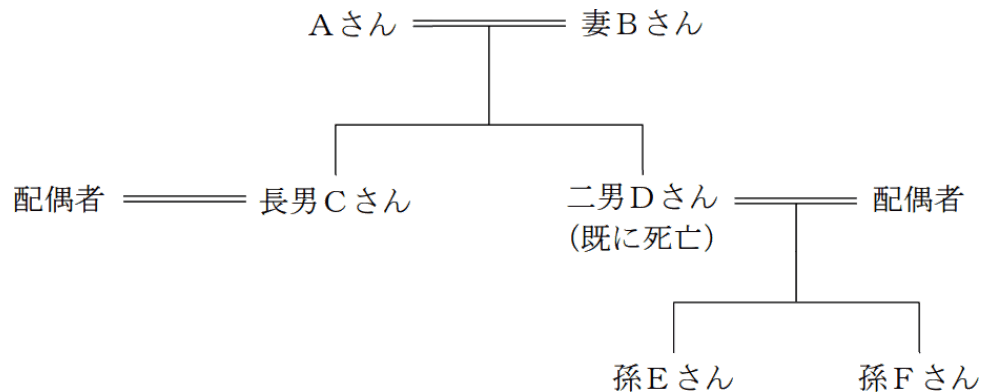
- 1) 4万円
- 2) 8万円
- 3) 10万円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（79歳）は、妻Bさん（76歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には、2人の子がいるが、二男Dさんは既に他界している。Aさんは、孫Eさん（22歳）および孫Fさん（20歳）に対して、相応の資産を承継させたいと考えている。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）＞

- ・ 現預金 : 1億9,000万円
- ・ 自宅（敷地330㎡） : 7,000万円（注）
- ・ 自宅（建物） : 1,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入している一時払終身保険の内容＞

- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・ 死亡保険金額 : 2,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

**《問13》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。**

- 1) 「妻Bさんが受け取る一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格には算入されません」
- 2) 「孫Eさんおよび孫Fさんが相続により財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象となります」
- 3) 「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から6カ月以内に被相続人であるAさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません」

**《問14》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。**

- i. 「円滑な遺産分割のため、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、証人（ ① ）以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成します。推定相続人である妻Bさんや長男Cさんを証人にする（ ② ）」
- ii. 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額7,000万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（ ③ ）とすることができます」

- 1) ① 3人    ② はできません    ③ 5,600万円
- 2) ① 3人    ② ができます    ③ 3,500万円
- 3) ① 2人    ② はできません    ③ 1,400万円

**《問15》 Aさんの相続が現時点（2023年9月10日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が1億6,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。**

<資料>相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

- 1) 2,800万円
- 2) 4,000万円
- 3) 4,700万円

## 《模範解答》

問番号	解答
第1問	
<a href="#">問1</a>	1
<a href="#">問2</a>	1
<a href="#">問3</a>	2
第2問	
<a href="#">問4</a>	3
<a href="#">問5</a>	3
<a href="#">問6</a>	2
第3問	
<a href="#">問7</a>	1
<a href="#">問8</a>	3
<a href="#">問9</a>	2
第4問	
<a href="#">問10</a>	1
<a href="#">問11</a>	2
<a href="#">問12</a>	2
第5問	
<a href="#">問13</a>	1
<a href="#">問14</a>	3
<a href="#">問15</a>	1